事　務　連　絡

2014年５月30日

各　地方本部、単組執行委員長　様

自治労北海道本部

総合政策局長　　難　波　　優

集団的自衛権の行使に関する憲法解釈変更に反対する議会意見書の取り組み

（議会意見書「例」の修正）について

日頃のご奮闘に、心より敬意を表します。

さて、安倍政権のすすめる集団的自衛権の行使容認に向けた憲法解釈の変更を許さないため、６月の定例市町村議会における「意見書」採択の取り組みについて、５月２日付「2014道本部総合政策局発第323号」ですでに要請しているところですが、道平和運動フォーラムより、５月15日の「安保法制懇」の報告書や安倍首相による「基本的方向性」を受け、別紙のとおり「議会意見書（例）」の修正版が届いています。

　すでに、６月議会に向けて提出にあたっての協議が行われているところもあるかと思いますし、修正版においても情勢的な部分の修正のみで趣旨自体は変わらないものですので、参照いただき、可能であればご活用いただきますようお願いいたします。

※　なお、本事務連絡および意見書（修正版）は、道本部ホームページの組合員専用ページにもwordファイルで掲載します。

＜議会意見書（例）＞

**憲法解釈変更による「集団的自衛権の行使容認」に反対する意見書（案）**

安倍晋三首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」は、５月15日、他国を守るために武力を使う集団的自衛権の行使は憲法９条の定める「必要最小限度」の自衛権の範囲だとして、これを容認するため憲法解釈の変更を求める「報告書」を安倍首相に提出しました。安倍首相は、「報告書」を受け、今夏までに「閣議決定」によって行使容認を決定し、自衛隊法などの改正案を秋の臨時国会に提出しようとしています。

集団的自衛権について、わが国では、「憲法９条の制約から保有するが行使できない」との憲法解釈が確立し、歴代政権は、憲法が権力を縛るという立憲主義のもと、その解釈を守り続けてきました。

「報告書」では、集団的自衛権の実際の行使に当たっては「日本と密接な関係にある国が攻撃を受けた場合」「放置すれば日本の安全に重要な影響が出る場合」など「６条件」を課していますが、裏返せば、政府が日本の安全に重大な影響を及ぼすと判断すれば、何でもできる実質は全面容認と変わらないものです。また、集団的自衛権行使容認のための憲法解釈変更とは別に、国連平和維持活動（PKO）や国連決議に基づく多国籍軍に参加する自衛隊が「戦闘地域」でも活動できるように憲法解釈を変更するよう求めています。

安倍首相は、「報告書」の事例を絞り込み、「邦人輸送中の米輸送艦の防護」、「駆けつけ警護」など具体的事例を示すとともに、自衛隊が武力行使を目的に他国の戦闘に参加することはないとしました。しかし、いくら集団的自衛権行使に抑制的・限定的だとアピールしても、いったん行使を認めれば、こうした要件は拡大解釈が可能となり、活動範囲にも歯止めが利かなくなることは明らかです。

このよう解釈変更によって「実質的な改憲」を行い、憲法前文や第９条によって禁じられている集団的自衛権の行使を、時々の政府や国会の判断で容認することはあってはならないことです。

「非武装平和主義」、「基本的人権の尊重」、「国民主権」を三大原則とする日本国憲法は、日本によるアジア・太平洋戦争における植民地支配と侵略戦争に対する反省から、恒久平和の強い願いを込めて制定されたものです。

　したがって、国においては、集団的自衛権に関するこれまでの政府見解を堅持し、集団的自衛権の行使に道を開く憲法解釈の変更を断じて行わないよう要請します。

　以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

２０１４年　６月　　日

○○○○議会

議長　○○　○○

衆議院議長　　伊吹　文明　殿

参議院議長　　山崎　正昭　殿

内閣総理大臣　安倍　晋三　殿

防衛大臣　　　小野寺五典　殿